

介護サービス事業者  
基準確認シート  
(令和3年4月改定基準)

指定認知症対応型通所介護

指定介護予防認知症対応型通所介護

事業所の名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定認知症対応型通所介護の運営基準等をもとに作成していますが、指定認知症対応型通所介護事業者と指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症対応型通所介護についても指定認知症対応型通所介護の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- |                  |   |
|------------------|---|
| ○「法」             | … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）  |
| ○「施行令」           | … 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）  |
| ○「施行規則」          | … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）   |
| ○「条例」            | … さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）   |
| ○「予防条例」          | … さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成27年さいたま市条例第74号）   |
| ○「平18-0331004」   | … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号）  |
| ○「平24厚労告113」     | … 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）                                  |
| ○「平24-0316-2」    | … 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号） |
| ○「平17厚労告419」     | … 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）   |
| ○「平12老企54」       | … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）   |
| ○「平12老振75・老健122」 | … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）  |

## 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 介護サービス事業者 基準確認シート 目次

|  |    |
|--|----|
| 一 基本方針 .....   | 1  |
| 二 単独型指定認知症対応型通所介護（単独型指定介護予防認知症対応型通所介護）<br>及び併設型指定認知症対応型通所介護（併設型指定介護予防認知症対応型通所介護） ..... | 2  |
| 三 共用型指定認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護） .....   | 7  |
| 四 運営に関する基準 .....   | 9  |
| 五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 .....  | 28 |
| 六 変更の届出 .....  | 31 |
| 七 その他 .....  | 32 |

一 基本方針

| 項 目    | 確 認 事 項   | 根 拠 法 令  |
|--------|---|--|
| 1 一般原則 | ① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。<br><br><div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>   | 法<br>第78条の3第1項<br>条例<br>第3条第1項<br>予防条例<br>第3条第1項   |
|        | ② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。<br><br><div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>   | 条例<br>第3条第2項<br>予防条例<br>第3条第2項                     |
| 2 基本方針 | ① 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症である利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。<br><br><div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>  | 条例<br>第61条   |
|        | ② 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業はその認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。<br><br><div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>  | 予防条例<br>第5条  |
|        | ※ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、事業所において日常生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象ではありません。<br>※ 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護（介護予防通所介護）と同一の時間帯に同一の場所を用いて一体的な形で実施することは認めません。<br>指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を一般の通所介護（介護予防通所介護）と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。 | 法<br>第8条第17項<br>第8条の2第15項<br>平18-0331004<br>第3の三の1 |

二 単独型指定認知症対応型通所介護（単独型指定介護予防認知症対応型通所介護）及び併設型指定認知症対応型通所介護（併設型指定介護予防認知症対応型通所介護）

※ 単独型指定認知症対応型通所介護（単独型指定介護予防認知症対応型通所介護）とは、特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいいます。（条例第62条第1項・予防条例第6条第1項・平18-0331004第3の三の2(1)①）

※ 併設型指定認知症対応型通所介護（併設型指定介護予防認知症対応型通所介護）とは、併設型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいいます。（条例第62条第1項・予防条例第6条第1項・平18-0331004第3の三の2(1)②）

\* 特別養護老人ホーム等…特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設

| 項 目                                   | 確 認 事 項   | 根 拠 法 令  |
|---------------------------------------|---|--|
| <p>1 従業者の員数<br/>(1) サービスの単位及び利用定員</p> | <p>○ サービスの単位ごとの利用定員（同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限）は12人以下となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの単位とは、サービスの提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいいます。</p> <p>※ 次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>ア 同時に一定の距離を置いた2つの場所でサービスが行われ、サービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>イ 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合</p> <p>※ 利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画（介護予防認知症対応型通所介護計画）に位置づけられた内容のサービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対してサービスを行うことも可能です。</p> <p>なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となります。</p> <p>※ 例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対してサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対してサービスを提供する場合であって、それぞれのサービスの定員が10人である場合には、事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p> <p>※ 同一事業所で複数の単位のサービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りません。</p> <p>※ 8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p> | <p>条例<br/>第62条第4項<br/>予防条例<br/>第6条第4項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)③イ<br/>～ニ</p> |
| <p>(2) 生活相談員</p>                      | <p>○ サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員（専らサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が、1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第62条第1項第1号<br/>予防条例<br/>第6条第1項第1号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)③ホ</p>  |

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
|                       | <p>※ 生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に定める生活相談員に準じます。</p> <p>※ 「サービスを提供している時間帯の時間数」とは、サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とします。</p> <p>※ 生活相談員については、サービスの単位数にかかわらず、事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要です。</p> <p>※ 例えば、1単位のサービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数を、「サービスを提供している時間帯の時間数」である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず、6時間の勤務延時間数分の配置が必要です。</p> <p>※ 例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位のサービスを実施している事業所の場合、サービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く）となり、提供時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要です。</p> <p>※ ただし、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。</p> <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められます。</p> |  |
| <p>(3) 看護職員又は介護職員</p> | <p>① サービスの単位ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上及びサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 看護職員又は介護職員については、サービスの単位ごとに2人以上配置する必要があるが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではありません。</p> <p>※ 「サービスを提供している時間数」とは、サービスの単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）としてください。</p> <p>※ 「専らサービスの提供の提供にあたる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>※ 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他のサービスの単位の看護職員又は介護職員として従事することができます。</p>  | <p>条例<br/>第62条第1項第2号<br/>第62条第3項<br/>予防条例<br/>第6条第1項第2号<br/>第6条第3項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)③へ</p> |

|             |   |  |
|-------------|---|--|
|             | <p>複数の単位のサービスを実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p>   |  |
|             | <p>② サービスの単位ごとに、看護職員又は介護職員を、常時1人以上従事させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があります。</p>   | <p><b>条例</b><br/>第62条第2項<br/><b>予防条例</b><br/>第6条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)③へ</p>                              |
| (4) 機能訓練指導員 | <p>○ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する機能訓練指導員を1名以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 機能訓練指導員は、次の資格を有する者とします。</p> <p>ア 理学療法士<br/>イ 作業療法士<br/>ウ 言語聴覚士<br/>エ 看護職員<br/>オ 柔道整復師<br/>カ あん摩マッサージ指圧師<br/>キ (一定の実務経験のある) はり師<br/>ク (一定の実務経験のある) きゅう師</p> <p>※ 事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> <p>※ 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者を指します。</p> | <p><b>条例</b><br/>第62条第1項第3号<br/>第62条第5項<br/><b>予防条例</b><br/>第6条第1項第3号<br/>第6条第5項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)③ト</p> |
| (5) 常勤職員の配置 | <p>○ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p><b>条例</b><br/>第62条第6項<br/><b>予防条例</b><br/>第6条第6項</p>  |
| 2 管理者       | <p>① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合<br/>イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>  | <p><b>条例</b><br/>第63条第1項<br/><b>予防条例</b><br/>第7条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)④イ</p>                              |
|             | <p>② 管理者は、適切な単独型・併設型サービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。</p>  | <p><b>条例</b><br/>第63条第2項<br/>附則2</p>   |



|                      |   |  |
|----------------------|---|--|
|                      | <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p>  | <p>予防条例<br/>第7条第2項<br/>附則2<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)④ロ<br/>平24厚労告113<br/>2<br/>平24-0316-2<br/>1(1)</p>       |
| <p>3 設備及び備品等</p>     | <p>○ 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有し、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所とは、サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいい、原則として1の建物につき、1の事業所とします。</p> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p>   | <p>条例<br/>第64条第1項<br/>予防条例<br/>第8条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)⑤イ<br/>第3の三の2(1)⑤ロ<br/>(第3の二の二の2<br/>(3))</p> |
| <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> | <p>① 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではありません。</p> <p>ただし、サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービス提供が期待される場合はこの限りではありません。</p> | <p>条例<br/>第64条第2項第1号<br/>予防条例<br/>第8条第2項第1号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)⑤ハ</p>                                  |
|                      | <p>② 食堂及び機能訓練室は、専ら当該指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。届出は必要です。</p>  | <p>条例<br/>第64条第3項<br/>第64条第4項<br/>予防条例<br/>第8条第4項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)⑤ニ</p>                            |

|         |   |   |
|---------|---|---|
|         | <p>※ 指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、指定基準上両方のサービスに規定があるものは併用が可能です。</p> <p>ただし、指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、併設関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合には、次の条件に適合する場合に可能です。</p> <p>なお、設備を共用する場合、基準第61条により準用する基準第33条第2項において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めていますが、衛生管理等に一層努めてください。</p> <p>ア 当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。</p> |   |
| (2) 相談室 | <p>① 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>  | <p>条例<br/>第64条第2項第2号<br/>予防条例<br/>第8条第2項第2号</p>       |
|         | <p>② 相談室は、専ら当該指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。届出は必要です。</p>   | <p>条例<br/>第64条第3項<br/>第64条第4項<br/>予防条例<br/>第8条第4項</p> |

三 共用型指定認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護）

※ 共用型指定認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護）とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間・食堂又は指定地域密着型特定施設。指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂・共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者・入居者・入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）をいいます。（平18-0331004第3の三の2(2)①）

| 項 目      | 確 認 事 項   | 根 拠 法 令   |
|----------|---|---|
| 1 従業者の員数 | <p>○ 従業者の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の員数を満たすために必要な数以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満及び4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満及び6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満及び8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に1を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定してください。</p> <p>※ 新たに事業を開始等した場合にあっては、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とします。</p> <p>※ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。</p> <p>※ 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定します。</p> | <p>条例<br/>第65条<br/>予防条例<br/>第9条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(2)②<br/>第2の2(5)②</p> |
| 2 利用定員等  | <p>① 事業所の利用定員は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第18条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用定員とは、事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。</p>   | <p>条例<br/>第66条第1項<br/>予防条例<br/>第10条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(2)③</p>       |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              | <p>※ 利用定員の1日当たり3人以下とは、1日の同一時間帯に3人を超えて利用者を受け入れることができないということです。</p> <p>したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数は3人を超えることもあります。</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設等において複数の共同生活住居等がある場合については、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等の両方に対して介護を行うのに十分な広さを確保できるのであれば、どの共同生活住居等で受け入れてもかまいません。</p> <p>※ ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数は「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」です。</p> |  |
|              | <p>② 事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>   | <p>条例<br/>第66条第2項<br/>予防条例<br/>第10条第2項</p>   |
| <p>3 管理者</p> | <p>① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ ただし、次のいずれかに該当する場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができます。</p> <p>ア 当該事業所の他の職務に従事する場合<br/>イ 本体事業所等の職務に従事する場合<br/>ウ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合<br/>エ ア及びイのいずれにも該当する場合<br/>オ イ及びウのいずれにも該当する場合</p>                                 | <p>条例<br/>第67条第1項<br/>予防条例<br/>第11条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(2)④イ</p>   |
|              | <p>② 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p>  | <p>条例<br/>第67条第2項<br/>附則2<br/>予防条例<br/>第11条第2項<br/>附則2<br/>平18-0331004<br/>第3の三の2(1)④ロ<br/>平24厚労告113<br/>2<br/>平24-0316-2<br/>1(1)</p> |

四 運営に関する基準

| 項 目                | 確 認 事 項  | 根 拠 法 令  |
|--------------------|--|--|
| 1 提供の開始に当たった説明及び同意 | <p>○ 利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることについて同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスを選択するために必要な重要事項には次の内容が挙げられます。<br/>ア 運営規程の概要<br/>イ 従業者の勤務体制<br/>ウ 事故発生時の対応<br/>エ 苦情処理の体制<br/>オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況</p> <p>※ 事業者が他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。<br/>この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p> | <p>条例<br/>第81条(第10条準用)<br/>予防条例<br/>第12条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の3(2)①)</p> |
| 2 提供拒否の禁止          | <p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として利用申込に対しては応じなければなりません。<br/>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。<br/>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合<br/>イ 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合<br/>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>  | <p>条例<br/>第81条(第11条準用)<br/>予防条例<br/>第13条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(3))</p>  |
| 3 サービス提供困難時の対応     | <p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第81条(第12条準用)<br/>予防条例<br/>第14条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(4))</p>  |
| 4 受給資格等の確認         | <p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定（要支援認定）の有無及び有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第81条(第13条第1項準用)<br/>予防条例</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定（要支援認定）を受けている被保険者に限られます。</p>   | <p>第15条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(5)①)</p>                                     |
|  | <p>② 被保険者証に、サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第81条（第13条第2項準用）<br/>予防条例<br/>第15条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(5)②)</p> |
| <p>5 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助</p>          | <p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、要介護認定（要支援認定）の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定（要支援認定）の申請がなされていれば、要介護認定（要支援認定）の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>                   | <p>条例<br/>第81条（第14条第1項準用）<br/>予防条例<br/>第16条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(6)①)</p> |
|  | <p>② 指定居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定（要支援認定）の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があり、要介護認定（要支援認定）が申請の日から30日以内に行われます。</p>                       | <p>条例<br/>第81条（第14条第2項準用）<br/>予防条例<br/>第16条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(6)②)</p> |
| <p>6 心身の状況等の把握</p>                     | <p>○ 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>条例<br/>第68条<br/>予防条例<br/>第17条</p>   |
| <p>7 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等との連携</p> | <p>① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）との連携を密にしておかなければなりません。</p> <p>また、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めなければなりません。</p> | <p>条例<br/>第81条（第16条第1項準用）<br/>予防条例<br/>第18条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(7))</p>  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p><b>条例</b><br/>第81条(第16条第2項準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第18条第2項</p>  |
| <p>8 法定代理受領サービスの提供（地域密着型介護予防サービス費の支給）を受けるための援助</p> | <p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を受けていないときは、利用申込者又は家族に対し、法定代理受領サービスを行うため（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるため）に必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスを行うため（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるため）に必要な援助には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受ける（地域密着型介護予防サービス費の支給を受ける）ことができる旨を説明すること</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に関する情報を提供すること</p> | <p><b>条例</b><br/>第2条第5号<br/>第81条(第17条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第2条第5号<br/>第19条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(8))</p> |
| <p>9 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供</p>           | <p>○ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条(第18条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第20条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(9))</p>                       |
| <p>10 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助</p>              | <p>○ 利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合があります。</p> <p>※ サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条(第19条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第21条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(10))</p>                      |
| <p>11 サービスの提供の記録</p>                               | <p>① 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を記載した書面又はサービス利用票等に記載していますか。</p>  | <p><b>条例</b><br/>第81条(第21条第1項準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第22条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(12)①)</p>               |

|            |   |   |
|------------|---|---|
|            | い る ・ い ない  |   |
|            | <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。</p> <p>※ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法が挙げられます。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>  | <p><b>条例</b><br/>第80条第2項第2号<br/>第81条(第21条第2項準用)</p> <p><b>予防条例</b><br/>第41条第2項第2号<br/>第22条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(12)(2))</p>                  |
| 12 利用料等の受領 | <p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額(地域密着型介護予防サービス費用基準額)の1割(保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p><b>条例</b><br/>第2条第3号<br/>第2条第4号<br/>第69条第1項</p> <p><b>予防条例</b><br/>第2条第3号<br/>第2条第4号<br/>第23条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の二の二の3(1)<br/>①(第3の一の4(13)<br/>①)</p> |
|            | <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額(地域密着型介護予防サービス費用基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定認知症対応型通所介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定認知症対応型通所介護(指定認知症対応型通所介護)の事業の会計と区分していること。</p> | <p><b>条例</b><br/>第69条第2項</p> <p><b>予防条例</b><br/>第23条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の二の二の3(1)<br/>①(第3の一の4(13)<br/>②)</p>   |
|            | <p>③ ①・②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p>   | <p><b>条例</b><br/>第69条第3項</p> <p><b>予防条例</b><br/>第23条第3項</p>   |



- イ 通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）を超える費用
- ウ 食事の提供に要する費用
- エ おむつ代
- オ ア～エのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
  - (7) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用
  - (4) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用

いる ・ いない

- ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。
- ※ ウの食事の提供に要する費用は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としてください。
- ※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、エの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。
  - ア その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
  - イ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
  - ウ 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。
  - エ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
  - オ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないこと、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。
 ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。

- ④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。

いる ・ いない

- ※ 食事の提供に要する費用については、文書により同意を得てください。
- ※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければならないませんが、同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。

平18-0331004  
第3の二の二の3(1)  
②  
平17厚労告419  
ロ  
平12老企54  
平12老振75・老健  
122

条例  
第69条第4項  
第69条第5項  
予防条例  
第23条第4項  
第23条第5項  
平18-0331004  
第3の二の二の3(1)  
①(第3の一の4(13)  
④)  
平17厚労告419  
ロ

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。</p> |   |
|   | <p>⑤ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>  | <p><b>法</b><br/>第42条第9項(第41条第8項準用)<br/>第54条の2第9項(第41条第8項準用)<br/><b>施行規則</b><br/>第65条の5(第65条準用)<br/>第85条の4(第65条準用)</p> |
| <p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p>   | <p>○ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しなければなりません。</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条(第23条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第24条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(14))</p>                  |
| <p>14 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針</p> <p>※ 介護予防認知症対応型通所介護については、P.28からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p> | <p>① 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。</p> <p>ア あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること</p> <p>イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p>  | <p><b>条例</b><br/>第70条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(1)③</p>   |
|   | <p>② 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p><b>条例</b><br/>第70条第2項</p>  |
| <p>15 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</p> <p>※ 介護予防認知症対応型通所介護に</p>   | <p>① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p><b>条例</b><br/>第71条第1号</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>ついては、P. 28からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>  | <p>② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると感じることができるような必要な援助を行わなければなりません。</p>   | <p>条例<br/>第71条第2号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(1)②</p>   |
|  | <p>③ サービスの提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われなければなりません。</p> <p>ただし、その実施方法においては、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p>   | <p>条例<br/>第71条第3号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(1)①</p>   |
|  | <p>④ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「サービスの提供方法等」とは、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含まれます。</p>   | <p>条例<br/>第71条第4号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(1)④</p>   |
|  | <p>⑤ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>条例<br/>第71条第5号</p>  |
|  | <p>⑥ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切にサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第71条第6号</p>  |
| <p><b>16 認知症対応型通所介護計画の作成</b><br/>※ 介護予防認知症対応型通所介護については、P. 28からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p> | <p>① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にとりまとめを行わせるものとし、事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者にとりまとめを行わせることが望まれます。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、「実践者研修」又は「基礎過程」を修了していることが望まれます。</p> | <p>条例<br/>第72条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(2)①～<br/>③<br/>第3の五の2(1)③へ<br/>平24-0316-2<br/>2(1)②</p> |

|                        |  |  |
|------------------------|--|--|
|                        | <p>※ 利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される研修をいいます。</p>                             |  |
|                        | <p>② 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>   | <p><b>条例</b><br/>第72条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(2)④</p>  |
|                        | <p>③ 管理者は、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、認知症対応型通所介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得なければなりません。</p> | <p><b>条例</b><br/>第72条第3項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(2)⑤⑥</p>   |
|                        | <p>④ 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 交付した認知症対応型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p>  | <p><b>条例</b><br/>第72条第4項<br/>第80条第2項第1号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(2)⑤</p>                           |
|                        | <p>⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画の実施状況や評価についても、利用者又は家族に説明を行ってください。</p>   | <p><b>条例</b><br/>第72条第5項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(2)⑥</p>  |
| <p>17 利用者に関する市への通知</p> | <p>○ サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態（要支援状態）の程度を増進させたと認められるとき（又は要介護状態になったと認められるとき）。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>      | <p><b>条例</b><br/>第81条(第29条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第25条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(18))</p> |

|            |   |   |
|------------|---|---|
|            | <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知しなければなりません。</p>  |   |
| 18 緊急時等の対応 | <p>○ 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条(第54条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第26条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の二の4(3))</p> |
| 19 管理者の責務  | <p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p><b>条例</b><br/>第73条第1項<br/><b>予防条例</b><br/>第27条第1項</p>  |
|            | <p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p><b>条例</b><br/>第73条第2項<br/><b>予防条例</b><br/>第27条第2項</p>  |
| 20 運営規程    | <p>○ 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針<br/>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容<br/>ウ 営業日及び営業時間<br/>エ サービスの利用定員<br/>オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額<br/>カ 通常の事業の実施地域<br/>キ サービス利用に当たっての留意事項<br/>ク 緊急時等における対応方法<br/>ケ 非常災害対策<br/>コ 虐待の防止のための措置に関する事項<br/>サ その他運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を定めることを義務づけています。</p> <p>※ 営業日及び営業時間<br/>8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して延長サービスを行う事業所にあつては、提供時間帯とは別に延長サービスを行う時間を運営規程に明記してください。<br/>例えば、提供時間帯（8時間）の前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行う事業所にあつては、営業時間は10時間であるが、運営規程には、提供時間帯8時間、延長サービスを行う時間2時間とそれぞれ記載してください。</p> <p>※ サービスの利用定員<br/>同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。</p> <p>※ サービスの内容<br/>入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。</p> <p>※ 通常の事業の実施地域<br/>・ 客観的に区域を特定してください。</p> | <p><b>条例</b><br/>第74条<br/><b>予防条例</b><br/>第28条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(3)</p>                    |

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</li> <li>・ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）であることから、少なくとも日常生活圏域内は、通常の事業の実施地域に含めてください。</li> </ul> <p>※ サービス利用に当たっての留意事項<br/>利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を指します。</p> <p>※ 非常災害対策<br/>非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項<br/>令和6年3月31日までは努力義務です。</p>  |   |
| <p>21 勤務体制の確保等</p> | <p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>  | <p>条例<br/>第81条（第60条の13第1項準用）<br/>予防条例<br/>第29条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の二の二の3(6)①)</p> |
|                    | <p>② 事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。</p>   | <p>条例<br/>第81条（第60条の13第2項準用）<br/>予防条例<br/>第29条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の二の二の3(6)②)</p> |
|                    | <p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は努力義務です。</p> | <p>条例<br/>第81条（第60条の13第3項準用）<br/>予防条例<br/>第29条第3項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の二の二の3(6)③)</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発<br/>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p> | <p><b>条例</b><br/>第81条（第60条の13第4項準用）</p> <p><b>予防条例</b><br/>第29条第4項<br/>平18-0331004</p> <p>第3の三の3(8)(第3の二の二の3(6)④、第3の一の4(22)⑥)</p> |
| <p><b>22 業務継続計画の策定等</b><br/>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p> | <p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条（第33条の2第1項準用）</p> <p><b>予防条例</b><br/>第66条（第29条の2第1項準用）<br/>平18-0331004</p> <p>第3の三の3(4)(第3の二の二の3(7)①②)</p>   |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
|                  | <p>② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条（第33条の2第2項準用）</p> <p><b>予防条例</b><br/>第66条（第29条の2第2項準用）</p> <p>平18-0331004<br/>第3の三の3(4)(第3の二の二の3(7)③④)</p> |
| <p>23 定員の遵守</p>  | <p>○ 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>  | <p><b>条例</b><br/>第81条（第60条の14準用）</p> <p><b>予防条例</b><br/>第30条</p>  |
| <p>24 非常災害対策</p> | <p>○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めています。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p> | <p><b>条例</b><br/>第81条（第60条の15準用）</p> <p><b>予防条例</b><br/>第31条</p> <p>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)（第3の二の二の3(8)）</p>                  |
| <p>25 衛生管理等</p>  | <p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p><b>条例</b><br/>第81条（第60条の16第1項準用）</p> <p><b>予防条例</b></p>  |



|   |   |
|---|---|
| <p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p> <p>※ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p>  | <p>第32条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(5)(第3の二の二の3(9)①)</p>  |
| <p>※ <b>令和6年3月31日までは努力義務です。</b></p> <p>② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</li> </ul> <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> | <p>条例<br/>第81条（第60条の16第2項準用）<br/>予防条例<br/>第32条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(5)(第3の二の二の3(9)②)</p> |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 | <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>  |   |
| <p>26 掲示</p>    | <p>○ 事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 従業者の勤務の体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況</p> <p>カ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることでも構いません。</p>  | <p><b>条例</b><br/>第81条(第35条準用)</p> <p><b>予防条例</b><br/>第33条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(25))</p>   |
| <p>27 秘密保持等</p> | <p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> | <p><b>条例</b><br/>第81条(第36条第1項準用)</p> <p><b>予防条例</b><br/>第34条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(26)①)</p> <p><b>条例</b><br/>第81条(第36条第2項準用)</p> <p><b>予防条例</b><br/>第34条第2項<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3の一の4(26)②)</p> <p><b>条例</b><br/>第81条(第36条第3項準用)</p> <p><b>予防条例</b><br/>第34条第3項</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ利用者又は家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りります。</p>  | <p>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の1の4(26)③)</p>   |
|   | <p>④ 個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに基づき、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)<br/>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス</p>  |
| <p>28 広告</p>                                  | <p>○ 広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていないですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第81条(第37条準用)<br/>予防条例<br/>第35条</p>  |
| <p>29 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止</p> | <p>○ 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 居宅介護支援(介護予防支援)の公正中立性を確保するために、利益供与を禁止しています。</p>   | <p>条例<br/>第81条(第38条準用)<br/>予防条例<br/>第36条<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の1の4(27))</p>                                      |
| <p>30 苦情処理</p>                                | <p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>         | <p>条例<br/>第81条(第39条第1項準用)<br/>予防条例<br/>第37条第1項<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の1の4(28)①)</p>                               |
|   | <p>② 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。<br/>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。<br/>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> | <p>条例<br/>第80条第2項第4号<br/>第81条(第39条第2項準用)<br/>予防条例<br/>第37条第2項<br/>第41条第2項第4号<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の1の4(28)②)</p> |
|   | <p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p>   | <p>条例<br/>第81条(第39条第3項準用)<br/>予防条例<br/>第37条第3項</p>  |

|             |   |   |
|-------------|---|---|
|             | いる ・ いない  | 平18-0331004<br>第3の3の3(8)(第3の1の4(28)③)   |
|             | ④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。<br><br>いる ・ いない   | 条例<br>第81条(第39条第4項準用)<br>予防条例<br>第37条第4項  |
|             | ⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。<br><br>いる ・ いない   | 条例<br>第81条(第39条第5項準用)<br>予防条例<br>第37条第5項  |
|             | ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。<br><br>いる ・ いない   | 条例<br>第81条(第39条第6項準用)<br>予防条例<br>第37条第6項  |
| 31 地域との連携等  | ① 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。<br><br>いる ・ いない<br><br>※ 事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。  | 条例<br>第81条(第60条の17第3項準用)<br>予防条例<br>第40条第3項<br>平18-0331004<br>第3の3の3(8)(第3の2の2の3(10))           |
|             | ② 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。<br><br>いる ・ いない<br><br>※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。<br>※ 市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | 条例<br>第81条(第60条の17第4項準用)<br>予防条例<br>第40条第4項<br>平18-0331004<br>第3の3の3(8)(第3の3の3(9)④、第3の1の4(29)④) |
|             | ③ 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。<br><br>いる ・ いない  | 条例<br>第81条(第60条の17第5項準用)<br>予防条例<br>第40条第5項<br>平18-0331004<br>第3の3の3(8)(第3の3の3(9)⑤、第3の1の4(29)⑤) |
| 32 事故発生時の対応 | ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。<br><br>いる ・ いない   | 条例<br>第81条(第60条の18第1項準用)<br>予防条例<br>第38条第1項   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>  | <p>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の2の2の3(11))</p>   |
|  | <p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>  | <p>条例<br/>第81条（第60条の18第2項準用）<br/>第80条第2項<br/>予防条例<br/>第38条第2項<br/>第41条第2項第5号<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の2の2の3(11))</p> |
|  | <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>   | <p>条例<br/>第81条（第60条の18第3項準用）<br/>予防条例<br/>第38条第3項<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の2の2の3(11))</p>                            |
|  | <p>④ 条例第64条第4項に依る単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供によって事故が発生した場合も必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>条例<br/>第81条（第60条の18第4項準用）<br/>予防条例<br/>第38条第4項<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(8)(第3の2の2の3(11))</p>                            |
| <p><b>33 虐待の防止</b><br/>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p> | <p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> | <p>条例<br/>第81条（第41条の2準用）<br/>予防条例<br/>第38条の2<br/>平18-0331004<br/>第3の3の3(6)(第3の1の4(31)③④)</p>                                 |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 | <p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること<br/>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること<br/>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること<br/>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること<br/>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること<br/>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること<br/>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。<br/>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。<br/>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。<br/>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。<br/>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。<br/>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p> | <p><b>条例</b><br/>第81条（第41条の2第1号準用）<br/><b>予防条例</b><br/>第38条の2第1号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(6)(第3の一の4(31)①)</p> |
|                 | <p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方<br/>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項<br/>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針<br/>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針<br/>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項<br/>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項<br/>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項<br/>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項<br/>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>   | <p><b>条例</b><br/>第81条（第41条の2第2号準用）<br/><b>予防条例</b><br/>第38条の2第2号<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(6)(第3の一の4(31)②)</p> |
| <p>34 会計の区分</p> | <p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>  | <p><b>条例</b><br/>第81条(第42条準用)<br/><b>予防条例</b><br/>第39条<br/>平18-0331004<br/>第3の三の3(8)(第3</p>                     |

|          |  |   |
|----------|--|---|
|          | <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発18号）」を参考にしてください。</p>   | の一の4(32))   |
| 35 記録の整備 | <p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>条例<br/>第80条第1項<br/>予防条例<br/>第41条第1項</p>                  |
|          | <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 認知症対応型通所介護計画（介護予防認知症対応型通所介護計画）</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 利用者に関する市への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> | <p>条例<br/>第80条第2項<br/>附則12<br/>予防条例<br/>第41条第2項<br/>附則5</p> |

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

| 項 目                        | 確 認 事 項   | 根 拠 法 令  |
|----------------------------|---|--|
| 1 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針  | <p>① サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意してください。</p>          | <p>予防条例<br/>第42条第1項<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(1)①</p> |
|                            | <p>② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 提供された指定地域密着型介護予防サービスについては、介護予防認知症対応型通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p>   | <p>予防条例<br/>第42条第2項<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(1)④</p> |
|                            | <p>③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>予防条例<br/>第42条第3項</p>                                |
|                            | <p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。<br/>利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行ってください。</p> | <p>予防条例<br/>第42条第4項<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(1)③</p> |
|                            | <p>⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>    | <p>予防条例<br/>第42条第5項<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(1)②</p> |
| 2 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 | <p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p>   | <p>予防条例<br/>第43条第1号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)①</p> |



|  |            |  |
|--|------------|--|
|  | い る ・ い ない |  |
| ② 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成していますか。                               | い る ・ い ない | 予防条例<br>第43条第2号<br>平18-0331004<br>第4の三の1(2)①               |
| ※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。<br>※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。   |            |  |
| ③ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。   | い る ・ い ない | 予防条例<br>第43条第3号<br>平18-0331004<br>第4の三の1(2)②               |
| ※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防認知症対応型通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。                                    |            |  |
| ④ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。   | い る ・ い ない | 予防条例<br>第43条第4号<br>平18-0331004<br>第4の三の1(2)③               |
| ※ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。 |            |  |
| ⑤ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。   | い る ・ い ない | 予防条例<br>第41条第2項第1号<br>第43条第5号<br>平18-0331004<br>第4の三の1(2)③ |
| ※ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。   |            |  |
| ⑥ サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。  | い る ・ い ない | 予防条例<br>第43条第6号  |
| ⑦ サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。  | い る ・ い ない | 予防条例<br>第43条第7号<br>平18-0331004<br>第4の三の1(2)④               |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な支援を行わなければなりません。</p>   |   |
|  | <p>⑧ サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>予防条例<br/>第43条第8号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)③</p>  |
|  | <p>⑨ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>   | <p>予防条例<br/>第43条第9号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)③</p>  |
|  | <p>⑩ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>  | <p>予防条例<br/>第43条第10号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)⑤</p> |
|  | <p>⑪ 従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリング（介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握）を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>予防条例<br/>第43条第11号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)⑥</p> |
|  | <p>⑫ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行ってください。</p> | <p>予防条例<br/>第43条第12号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)⑥</p> |
|  | <p>⑬ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて変更を行ってください。</p>   | <p>予防条例<br/>第43条第13号<br/>平18-0331004<br/>第4の三の1(2)⑥</p> |
|  | <p>⑭ 介護予防認知症対応型通所介護計画を変更する場合も、①～⑬に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>予防条例<br/>第43条第14号</p>                                |

六 変更の届出

| 項 目 | 確 認 事 項   | 根 拠 法 令  |
|-----|---|--|
|     | <p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p> | <p>法<br/>第78条の5第1項<br/>第115条の15第1項</p> <p>施行規則<br/>第131条の13第1項<br/>第131条の13第2項<br/>第140条の30第1項<br/>第140条の30第2項</p> |
|     | <p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>法<br/>第78条の5第1項<br/>第115条の15第1項</p> <p>施行規則<br/>第131条の13第3項<br/>第140条の30第3項</p>                                 |
|     | <p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>   | <p>法<br/>第78条の5第2項<br/>第115条の15第2項</p> <p>施行規則<br/>第131条の13第2項<br/>第140条の30第2項</p>                                 |

七 その他

| 項 目               | 確 認 事 項  | 根 拠 法 令   |
|-------------------|--|---|
| 1 法令遵守等の業務管理体制の整備 | <p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> <li>・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>法<br/>第115条の32第1項<br/>施行規則<br/>第140条の39</p>    |
|                   | <p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(7) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 <span style="float: right;">さいたま市長</span></p> <p>(4) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 <span style="float: right;">埼玉県知事</span></p> <p>(9) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 <span style="float: right;">厚生労働大臣</span></p> <p style="margin-left: 20px;">ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 <span style="float: right;">主たる事務所の所在する都道府県知事</span></p> <p>イ 届出事項</p> <p>(7) 事業者の名称</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地</p> <p>(9) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(5) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(8) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(10) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> | <p>法<br/>第115条の32第2項<br/>施行規則<br/>第140条の40第1項</p> |
|                   | <p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>法<br/>第115条の32第3項<br/>施行規則<br/>第140条の40第2項</p> |
|                   | <p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>  | <p>法<br/>第115条の32第4項<br/>施行規則<br/>第140条の40第3項</p> |

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| 2 介護サービス情報の報告及び公表 | ① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。 | 法<br>第115条の35第1項<br>施行令<br>第37条の2<br>施行規則<br>第140条の44～46 |
|                   | ② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。                            | 法<br>第115条の35第2項<br>施行規則<br>第140条の46                     |